

# 医療労働者

医療・介護・福祉労働者の生活と権利、国民の命と健康を守る

購読の申し込みは  
日本医労連へ

購読料 年間1,500円(送料込)  
(組合員の購読料は組合費に含む)  
送金口座 中央労金荒川支店(普通預金)1123296  
郵便振替00160-6-84866  
ホームページ http://www.irouren.or.jp/  
電子メール n-ask@irouren.or.jp

## 2016年日本医労連国際シンポジウム

# 夜勤交替制労働の規制を

## 国際労働基準を活かし ディーセントな看護労働に

9月6日、東京・星陵会館で日本医労連60周年記念事業として、「2016年日本医労連国際シンポジウム」を開催し、319名が参加しました。

国際シンポジウムの開会にあたり、日本医労連・中野千香子中央執行委員長が主催者あいさつを行いました。

主催者あいさつ【要旨】

「本日は、オーストラリア、フランス、韓国の仲間のみならず、ILO・医療専門官のクリスチャンヌ・ウィスコワさん、ILO駐日事務所や日本看護協会、研究者のみならず、まにもご参加いただいています。沢山のみなさまのご協力に心から感謝いたします。今、地球規模での環境変化が、各地で深刻な被害を起しています。そのたびに問題



For Effective Regulation on Night Shift Work Conditions

となるのは、医療や介護の人員不足です。被災された方々にお見舞いを申し上げると同時に、医療・介護の抜本的な改善を求めていく決意です。日本医労連は、来年結成60周年を迎えます。その記念事業として、看護師の夜勤交替制労働の改善をめざす国際シンポジウムを企画しました。私たちは、国民のいのちと健康増進のためには、夜勤交替労働者への保護措置が必要で、実効ある労働時間規制は必須と考えています。

新自由主義が台頭する中、医療や福祉までも市場化が狙われ、深夜業が拡大するなど労働者のいのちと権利が触まれています。今こそ世界の労働者が連帯し、人間らしい働き方に戻すことが必要ではないでしょうか。8時間働き、8時間は休息し、8時間は自分の人生が輝くために使うという国際労働基準を活かすために何を行なうか。学びあうシンポジウムなることを期待します」と述べました。

続いて、ILO・医療専門官のクリスチャンヌ・ウィスコワさんから挨拶と報告を頂きました。報告では、ディーセントワークの必要性、夜勤交替制労働の問題、ILO条約の批准国での改善例など、お話しいただき、医労連の運動への激励も受けました。

【2面に続く】

## 脈路

とある職場での出来事…患者の安全・安心が守れないような悲惨な労働環境を上司に訴え改善を求めたが、

「パワハラとも取れる威圧的な態度をとられ、現状打開には至っていない」と。職場では、勇気をふりしぼり「声」を上げても受け止める側の姿勢によって、良くも悪くもなる…ここには根本的に労働者・患者に対する「安全・安心」の視点はない。過重・過密労働で心身とも疲れ果て、これまでに未来ある若い看護師の「いのち」が奪われてしまった▼今政府は「長時間労働の是正」を言明しながら、労働者を残業なしの長時間労働に追いやるようにしている。この法案には、労働時間の上限規制やインターバル規制の視点は無い▼国民のいのちと健康をまもるべく保健・医療・福祉に携わる者が、誇りとやりがいを持って働き続けられる職場にするには、ILO看護職員条約・勧告、EU労働時間指令など国際基準に照らした労働環境改善が急務である。9月6日に開催された国際シンポジウムでも明らかにされたように、私たち自身が現状を語り・声を出し、国民を味方につけて安全・安心な医療の提供を求めることが大切である。労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数制限などを求めた新たな「増員署名」もスタートした。夜勤交替制労働の労働環境改善を「国」に迫ろう！

## より質の高い医療には ディーセントな必要 労働が

IL0産業部門別活動局医療専門官 Christiane Wiskow氏



医療は、国民のためだけでなく、社会や経済の発展にも決定的に重要で、医療労働者はまさにその中心にいます。医療の質は、労働条件に左右され、端的に言えば質の高い医療にはディーセント(適正)な労働が必要なのです。ILOは労働条件改善の一つの要素に、ディーセントな労働時間があると主張しています。ディーセントな労働時間とは、安全衛生を促進し、男女平等を強化し、家庭にやさしく、労働時間についての労働者の選択を広げ、組織のパフォーマンスとも密接に結びついています。一方で、24時間の業務提供を求められる複雑性は、労働者の福祉と組織のパフォーマンスに大きな課題を投げかけています。人手不足が労働者の負担に

夜勤を含む交替制勤務は、全世界で広く行われています。しかも、医療職の深刻な不足は、しばしば時間外労働によって対処され、長時間労働や休息時間の短縮などで労働者への負担を大きくしています。不十分な業務提供で患者に悪影響をおよぼす可能性も

同等以上の処遇の享受をワークライフ・バランスをふくめた労働者の福祉と、組織のパフォーマンスを調和させて保健目標を達成させることは、医療部門にとって最重要の課題となっています。看護職員は多くのILO条約の対象である上、看護職員条約(149号)と勧告(157号)でも補完されています。ILO条約149号は、看護師を「職業に引き付け、留めておくための」労働条件の改善を求めています。さらに条約は、時間外労働の規制と補償、週休、休暇、社会保障など「看護職員は当該国の他の労働者と同等あるいはそれ以上の条件を享受する」と定めています。この条約は41カ国が批准し、批准国は条約と勧告の適用状況を定期的に報告しなければなりません。批准国では、条約にそった法整備や労働条件改善が取り組まれています。最後に看護師をはじめ、全ての医療労働者の重要な労働に敬意を表明します。

## 【登壇者紹介】

〈挨拶・報告者〉  
クリスチャンヌ・ウィスコワ氏  
ILO産業部門別活動局医療専門官

〈コーディネーター〉  
佐々木 司氏  
公益財団法人  
大原記念労働科学研究所

〈シンポジスト〉  
フランソワーズ・ゲング氏  
フランス労働総同盟(CGT)医療福祉労連  
国際担当役員・欧州公務労連副委員長

ニコラス・ブレイク氏  
オーストラリア看護師助産師連合(ANMF)  
労使関係担当上級オフィサー

ハン・ミジョン氏  
韓国保健医療労組(KHMU)  
書記長 看護師

清水 明子氏  
日本医労連看護対策委員  
東京医労連執行委員  
看護師



5月に整形外科に入院しました。医労連よりお見舞金や給付をいただき大変役立ちました。

秋田 匿名希望



読者の声

普通で暮らせる社会を

北海道 事務 常田美由紀

「8時間働けば普通に暮らせる社会について」厚生労働省でもっと労働者に対しての

条約を作っていたが、病院にかかりたくても仕事があつて受診できないような職場は、いづいあります。私の夫も職場がわり毎日残業で、1ヶ月100時間以上も残業です。人数が少ないため、1人でも欠員が出ると作業の遅れが出るため、みんな必死です。国もちゃんと管理していただきたいと切に願います。

# 医療労働

特集・第43回医療研 in 千葉



8・9月号は、第43回医療研究全国集会在千葉の市民フォーラム等の内容を掲載しています。購読申込みについては、日本医労連までご連絡ください。

【読者のページ募集要項】  
「読者のページ」は第4木曜日に掲載。職場のホットな話題をお寄せください。  
組合(病院)名・職種・指名(匿名可)・〒と住所を必ず書き、〒110-0033台東区入谷1-9-15日本医労連教育宣伝局「読者のページ」係。FAXは、03-38875-6270まで。

## 国際シンポジウム共同宣言

国民の保健衛生向上のために、労働時間短縮・夜勤の負担軽減を強化し、看護職員が働き続けられる条件をつくらう

医療・保健産業に働くオーストラリア、フランス、韓国、日本の4か国の仲間は、本日、東京・日比谷の星陵会館ホールにおいて「看護師の夜勤交替制労働の改善を目指す国際シンポジウム」を開催した。

シンポジウムには、医療関係団体、研究者のみならずにもご参加頂いた。4か国を代表して、各国のシンポジストが、看護職員の夜勤の実態や課題、取り組み等を報告し、参加者とも意見交換を行った。

オーストラリア看護師助産師連合は、「看護師1人に対し4人を超えて患者が1人増えると、入院後30日以内に患者が死亡する確率が7%増加」などの国際的エビデンスを紹介しながら、「患者対看護師の配置基準」の実現が看護師の離職を改善し、看護の質の向上をもたらしたことを報告した。

フランス労働総同盟医療福祉労連は、夜勤の健康や社会生活への悪影響を軽減するために労働時間短縮を勝ち取ってきたこと、夜勤は必要な部門に制限し、夜勤専門の労働者をつくらない重要性を述べた。

また、韓国保健医療労働組合は、看護職員の実態調査結果から妊娠の順番制や暴力などの人権侵害について報告し、大幅増員にむけた法律制定の必要性を訴えた。

日本医労連は、世界に例のない16時間以上夜勤や、不払い労働の横行などの問題に連れ、患者の状況や業務量に看護師数が追いついていない実態を報告し、増員と夜勤交替制労働者の労働時間短縮の必要性を訴えた。

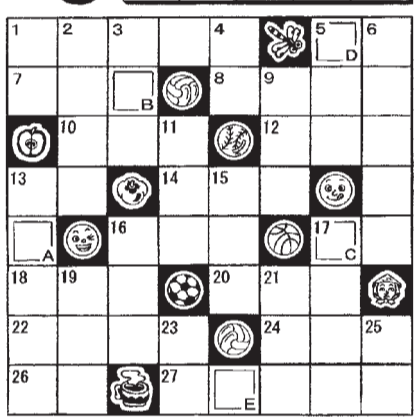
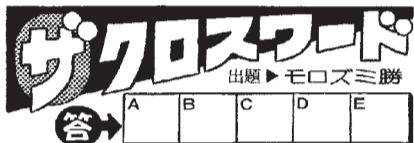
各国に共通するのは、いのちに直結する医療や保健分野まで営利化を狙う企業、社会保障分野の国負担を削減したい政府による攻撃が、全体に強まっていることである。利益のみが優先される世界経済の中で、貧困と格差はより深刻になり、必要な医療も受けられない人々が増え続けている。私たちは、ILO看護職員条約が示す看護職員の「国民の健康及び福祉の保護と向上を果たす重要な役割」に賛同する。いかなる社会や経済的状況でも、保健は良い影響をもたらす、看護職員の果たす役割はより効果的である。世界最大の医療職種である私たちは、労働時間短縮・夜勤の負担軽減強化を実現するために、国際連帯を強めていくことをここに宣言する。

2016年9月6日

看護師の夜勤交替制労働の改善を目指す  
国際シンポジウム・参加者一同  
オーストラリア看護師助産師連合  
フランス労働総同盟医療福祉労連  
韓国保健医療労働組  
日本医療労働組合連合会

### ヨコのカギ

- ♪夕焼け小焼けの……
- 天井の反対語
- 秋を代表する魚
- トランプ札の12
- 売り……に買い……で口げんかが始まる
- 太陽をとりまくガス層
- ターザンの乗り物?
- 体に着るもの
- 日常の用に使う……印
- 人生…古来稀なり
- 株式会社設立の……金は1円でOKです
- 世界文化……に登録された国立西洋美術館
- ヌリカバや子泣き爺
- 材料。建築……
- 太公望が見つめます
- かけ絵のことです



- 【問題】A～Eを並べてできる言葉は?
- よいつばりの……寝坊
  - 名所や温泉を……旅行
  - なす科の赤い野菜
  - あたまテカテカ……ドラえもん
  - EUの主な通貨単位
  - 9月は長月、10月は……情緒ある建物
  - 学生などがする内職
  - 大蔵(いまは財政)大臣の別称は?
  - 原因……行方……
  - ふつうの人が住む家
  - 人や物がゴチャゴチャ
  - 魔女の乗り物
  - 小説に添えるイラスト
  - ……の上にも3年
  - 釣り……。クモの……

前回のクロスワード解答  
「ジュウゴヤ」 正解者の中から抽選で10名様にクオカードをお送りします。

## 医労連共済だよ!

台風10号の被害にあわれたみなさんには心より、お見舞い申し上げます。すでに台風による風水害のお問い合わせがぎやっています。

### 火災共済は風水害も対象 床下浸水見舞金を新設

火災共済は、建物の損害額が5万円を超える風水害・雪害被害も対象ですが、建物に100口以上加入していても100口を限度とし、実損額の保障ではなく段階的な定額の保障です。地震特約をつけている加入者は、地震特約から単独では加入できません。火災共済基本契約にプラスして加入する共済で

す。なお、特約の加入口数は、基本契約と同じ口数で、掛金は基本契約の2倍になります。

慶弔共済でも組合員が居住する建物に損害があれば(5万円を超えるという条件はない)給付の対象になります。請求に必要な書類は、火災共済と同じです。

なお、7月1日より床下浸水見舞金制度がスタートしました。床下浸水の泥かきや消毒の費用が5万円を超える場合が対象になります。共済発1240号をご覧ください。

## 医療の眼

### 3年連続で賃上げ勧告

この間の運動の成果で賃金確定闘争、年末一時金闘争に追い風が吹いています。このチャンスは大いに生かして、職場では例年の取り組みを超える運動に取り組み、行動しましょう。

今年の人事院勧告では、3年連続の賃上げが勧告されました。一般職の初任給及び若年層1,500円、平均1,016円の賃上げです。さらに、看護師の俸給表の改善は一般職を上回る初任給1,700円の引き上げが勧告されました(2016年4月1日遡及実施)。

## 賃上げ闘争の「追い風」を生かし、この秋、闘いの強化を

一時金についても、前年にプラス0.1カ月で年間4.3カ月の支給としました。さらに2016年7月発表の全国最賃審議会からの目安額の提示も、引き上げ額が金額(時間給)で、はじめて表示された2002年以降では、最高額を更新し、平均24円が提示されました。中央最賃審議会の発表後も、全国各地で地方審議会への要請が精力的に行なわれ運動が広がる中で、6県が目安額を超える改定を行なっています。

追い風を生かし職場闘争を日本医労連は、生計費原則を踏まえ、月額平均4万円以上、パート2500円以上

要求前進には、労働組合員の団結が決定的です。ストライキ配置を行ない、要求討議を広げて、団体交渉を大きく成功させましょう。

例年になく取り組みへの挑戦でステップアップし、産別闘争を強め、要求前進を図りましょう。

民間と公務一体で闘争推進

日本医労連は、生計費原則に基づく大幅賃上げ闘争の課題では、職場を基礎に産別統一闘争に全力をあげてきました。また、公務員の総合的見直しによる賃下げを阻止し、看護師等の医療職俸給表の抜本改善を求め、中央では人事院に対し、2月、7月と年間2回の要請行動を実施し、地方では人事院の地方事務局に対する要請行動を展開して運動を強めたことが大きな効果をあげてきました。さらには、医療、介護、福祉職場の非正規雇用労働者の増大に伴い、全労連の進める最賃闘争を取り組み、最賃闘争を中心に担う産別の一つに発展してきました。その結果、いま日本医労連は賃上げ闘争の課題では、職場闘争・人事院要請・最賃闘争の3つの賃上げ実現のたたかいをすすめるに至っています。公務も民間も一体に、組織の持てるすべての力を出しきって、賃金闘争の追い風を生かした秋闘にしようではありませんか。

原 英彦